

会 議 録

会議名	平成 25 年度 第 2 回文化会館運営委員会
開催日時	平成 26 年 2 月 26 日（水） 19 時 00 分～20 時 30 分
開催場所	山陽小野田市文化会館 研修室
出席委員	富田会長、倉田副会長、瀬口委員、峰永委員、 神徳委員、内藤委員、河村委員 (7名)
欠席委員	猪俣委員 (1名)
傍聴者	なし
担当課及び出席者	担当課：文化会館 廣田館長、舩林副館長、貞弘
会議結果	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 文化会館館長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 26 年度文化会館運営方針について ○芸術文化活動の推進 市合併 10 周年事業として、市民参加型公演事業への取組みを 26 年度に新たに追加…第九合唱、オペラ公演</p> <p>(2) 26 年度主催文化事業について 宝くじ文化公演、NHK 公開番組については、26 年度は落選。27 年度に再度申請予定。</p> <p>(3) 26 年度管理運営について 会館の工事・修繕・更新についての説明 ・下水道の接続工事（26 年 3 月） ・空調設備・舞台音響設備（音響卓等）の修繕、改修 ・修繕一般…和室の畳表替えなど 先を見通して部品交換を行い、5 年後、10 年後を見据えながら年次計画を作成し、財政と協議していく。</p> <p>【議題】</p> <p>条例・規則改正について （平成 26 年 4 月から文化会館が教育委員会から市長部局に移管することに伴うもの） 国の法改正を受け、本市においてもまちづくりの観点からスポーツ及び文化を振興していくため、26 年 4 月 1 日からスポーツ及び文化に関する事務の市長部局への移管が決定。 それに伴う条例・規則の改正。</p> <p>(1) 文化会館条例、附属機関に関する条例の一部改正について ●文化会館条例について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会を市長に改正</li> <li>・これまで文化会館条例施行規則で規定されていた附属設備及び備品使用料を文化会館条例で規定</li> <li>・消費税率引上げに伴う使用料改定</li> <li>●山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例について <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の附属機関として規定されていた運営委員会を市長の附属機関として規定</li> <li>・文化振興ビジョン検討委員会を削除</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 関連する規則改正の案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化会館条例施行規則、文化会館使用料減免に関する規則について <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化会館条例施行規則を市規則として制定</li> <li>・使用料減免に関する規則の内容を条例施行規則に盛り込んで新たに制定</li> <li>・教育委員会を市長に改正</li> <li>・附属設備及び備品使用料の規定を削除</li> <li>・芸術顧問は別のところで規定するため、条項を削除</li> <li>・舞台を練習で使用する場合の申請は、本番の申請を優先させるため1ヶ月前からとする</li> <li>・様式の修正（教育委員会を市長に変える等）</li> <li>・6ヶ月前までの使用取消は全額還付としたい</li> </ul> </li> <li>●文化会館運営委員会規則について <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会を市長に改正</li> <li>・教育委員会文化会館を文化会館に改正</li> </ul> </li> <li>●文化振興ビジョン検討委員会規則について <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則を廃止</li> </ul> </li> </ul> <p>委員－議題について承認。</p> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化会館実行委員については、現在の実行委員を解散することはしないが、追加募集という形で公募してもいい。</li> <li>・文化会館は、原則として1年以上前から申請を受理できないが、理由等を明確にして決裁を取ることができれば、1年より前でも申請を受理することができる。</li> <li>・還付規定の改正について、使用の6ヶ月前までの使用取消を全額還付にすると、とりあえず申請して場所を押さえてしまおうとするところが出てくるのではないかと懸念される。</li> </ul>
--	--